

議案第37号

訴えの提起について

次のとおり訴えの提起をしようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年（2018年）2月14日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市は、市営住宅明渡し等請求事件について、次のとおり訴えの提起をする。

1 事件名 市営住宅明渡し等請求事件

2 相手方

3 請求の趣旨

(1) 相手方は、宝塚市に対し、市営[]を明け渡せ。

(2) 相手方は、宝塚市に対し、市営住宅に係る平成22年4月分から平成30年1月23日分までの滞納家賃の合計額金3,072,400円の金員を支払え。

(3) 相手方は、宝塚市に対し、平成30年1月24日以後、(1)の明渡し済みに至るまで市営住宅につき1月141,000円の割合による金員を支払え。

(4) 訴訟費用は相手方の負担とする。

との判決並びに(2)及び(3)につき仮執行の宣言を求める。

4 事件に関する取扱い及び方針

本件訴訟における和解の実施につき、市長に一任する。

※個人情報保護のため、一部マスクングをしています。